

1. 付議事案名

犯罪被害者等支援の方向性について

(方針決定)

2. 決定事項

- 本市における犯罪被害者等支援の方向性を別紙1のとおりとする。

3. 政策会議に付議する理由・背景

- 有識者（弁護士・遺族・学識経験者・支援員・千葉県・千葉県警察）からの意見聴取及び先行自治体の状況分析等を踏まえ、支援に必要な施策を設け、実行力のある体制を整備する必要があるため。

4. 方針決定後の課題

- 決定した方向性に沿った、実行力のある条例の規定を整備する必要がある。
- 支援を推進するための専門職員を配置する必要がある。

5. 市長マニフェスト等との関連

- 市長マニフェストへの記載 なし
- 第1次実施計画の位置付け あり（防犯対策の推進（犯罪被害者等支援））

6. 対外公表の時期・方法

- 記者発表等 10月頃パブリックコメント予定
- 会議資料等の公開 上記パブコメ時に公表

7. 関係部局との調整状況等

(1) 関係部局との調整状況

調整年月	関係課名	調整内容概要
R5.3	犯罪被害者等 庁内連絡会	別紙1に関する事項について説明
R5.7	財政課	予算要求に係る施策について協議中
R5.7	人事課	専門相談員の配置について協議中
R5.7	政策法務課	条例案について協議中

(2) 副市長への報告

報告日	副市長名
R5.8.1	大木副市長
R5.8.1	青柳副市長

8. 添付資料

- 別紙1 犯罪被害者等支援の方向性について

犯罪被害者等支援の



方向性について

いつ、犯罪に巻き込まれるか分かりません。

誰もが被害者になる可能性があります。

社会全体で、犯罪被害者等を支えていく必要があります。

令和5年8月29日

市民局市民自治推進部

国

●H17.4:「犯罪被害者等基本法」施行

→地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定する責務を有する。

12:「犯罪被害者等基本計画」策定

→内閣府にて地方公共団体に対し、※総合的対応窓口の設置を要請する

※H31.4までに全ての地方公共団体で設置

●H20.4:「犯罪被害者等支援の手引き(以下「手引き」)」

→特に市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、一次的な相談窓口として、適切なコーディネートを行う、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うことが望まれる。

●H23.3:「第2次犯罪被害者等基本計画」策定

→内閣府にて、地方公共団体に対し、見舞金等の導入について要請する

● R5.4:自民党 PT より、犯罪被害給付制度の抜本的強化を始めとした施策の一層の推進のための提言を受ける。

● R5.7:改正刑法施行 (不同意わいせつ・不同意性交等)

● R5.7:全国知事会より、犯罪被害者等支援施策強化に向けた提言を受ける。

県

●H20.4:総合的対応窓口設置

● R3.4:「犯罪被害者等支援条例」施行(議員提案)

● R4.3:「犯罪被害者等支援推進計画(以下「県計画」)」策定

→主な重点項目 ①見舞金制度の創設

②「弁護士会と連携した無料法律相談」の創設

③「犯罪被害者支援コーディネーター」の増員

→市町村の位置付:「総合的対応窓口」「各種手続」「各種施策実施」の主体

市

- H23:総合的対応窓口設置(地域安全課内)
- H29:庁内連絡会設置
- H30:第4次地域防犯計画策定
- R4:H12年にピークを記録した刑法犯認知件数(31,421件)は、H13年以降連続して一貫して減少してきたが、令和4年に増加に転じた。
(直近3年間でも、県全体の件数の約20%を占めている)

★千葉市の課題★

市町村は、「一次的な相談窓口」(手引き)や、「総合的対応窓口」「各種手続」「各種施策実施」の実施主体(県計画)に位置づけられているが、本市では

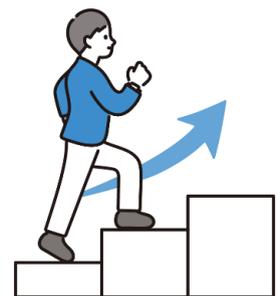
- ①被害者等に本市の相談体制等を伝える機会が少なく、必要な情報が伝わっていない等により、総合的対応窓口への問い合わせが少ない
 - ②犯罪被害者等支援に特化した施策に乏しく、迅速な支援ができる体制が整っていない
- 等といった課題がある。



☆支援の方向性☆

上記の課題を踏まえ、

- ①被害者等の支援は迅速かつ公平に、また被害者等が利用しやすいものであること
- ②被害者等が再び平穏な生活を送ることができるまで、途切れることなく、寄り添った支援を行うこと
- ③市、関係機関等、市民及び事業者等が相互に連携し協力することを目指し、解決に努めていくこととする。



2 支援への取組み

(1) 相談及び情報提供等の体制

- ・犯罪に起因して直面する様々な問題について、被害者等に寄り添い相談を受ける
- ・必要な支援先に繋ぎ、情報の提供及び助言や関係機関との連絡調整を行う

(具体的な取組み)

①【重要】総合的対応窓口の拡充(専門的知見のある職員配置)

関係機関と連携し、迅速な支援を実現するだけでなく、性被害にあった被害者等にも寄り添えるよう、男女の相談員を配置する。



②関係機関との連携強化(県警・CVSとの情報交換の実施、庁内連絡会)

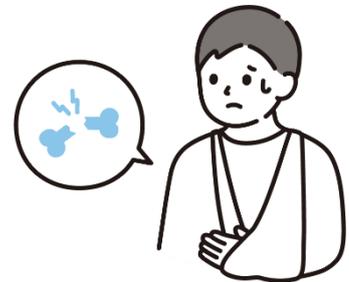
(2) 見舞金の支給

- ・性犯罪を含む重大な犯罪等により受けた犯罪被害者等に対し、精神的又は身体的な苦痛を慰藉する

(具体的な取組み)

①【重要】見舞金の支給

県の見舞金の支給対象者だけでなく、その要件を満たさない性犯罪被害者や重傷病者に対しても支給を行う等、隙間ない支援を行う。



(3) 日常生活等の支援

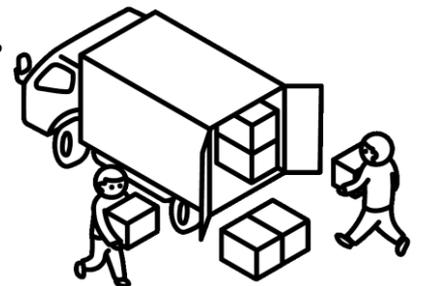
- ・平穏な日常生活等を円滑に営めるよう支援
- ・犯罪等に起因する経済的負担の軽減

(具体的な取組み)

①家事等支援(千葉市基本計画第1次実施計画事業(以下「実計事業」))

②【重要】転居費用の助成

犯罪被害を遭い、自宅からの転居を強いられた被害者等に対して二次被害及び再被害防止の観点から、転居費用の助成を行う。



☆(1)(2)(3)の各取組みについて、国の犯罪被害者給付金や県の見舞金の支給対象となっていない、※パートナーシップ宣誓者等を支援の対象とする。

※「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」に基づき、
互いを人生のパートナーとし宣誓した者



(4)市民等への理解促進

- ・被害者等の二次被害及び再被害の防止
- ・支援への理解促進

(具体的な取組み)

- ①犯罪被害者週間等における関係機関と連携した広報
- ②講演会の実施(実計事業)

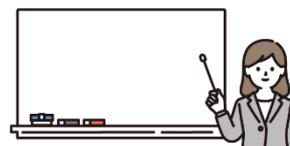


(5)人材育成

- ・犯罪被害者等の支援を行う人材の育成

(具体的な取組み)

- ①研修の実施
- ②講演会の実施(実計事業) (再掲)



(6)民間支援団体への支援

- ・被害者等支援において、重要な役割を果たす民間支援団体を支援

(具体的な取組み)

- ①活動資金の助成
- ②必要な情報の提供・共有

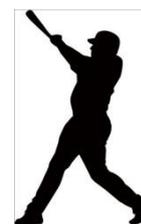


(7)その他

- ・社会全体で被害者等を支援できる体制づくりを構築

(具体的な取組み)

- ①犯罪被害者等遺児のプロスポーツの試合等への招待(実計事業)



3 支援の実効性の担保

(1) 条例の制定

- ・上記取組みの実効性を担保するために条例を制定する。

(条例の方向性)

① 目的

- ・基本理念や責務を定め、支援のための施策を総合的に推進する

② 基本理念

- ・被害者等の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されること
- ・二次被害及び再被害の発生の防止に十分に配慮すること
- ・平穏な生活を取り戻すまで、途切れることなく行うこと

③ 施策

- ・「2 支援の方向性」に沿って、必要な支援を行うこと

④ その他

- ・「市、市民、事業者の責務」「定義」に関する規定等を明記



※参考 条例制定に関する他市町の動向

他市町では特化条例を制定し、犯罪被害者等に対する見舞金等の支給の支援施策が実施されている。

- ・政令市 13市(すべての市で見舞金等の支給)
- ・県内自治体 ※6市町(すべての市町で見舞金等の支給)

※6市町:神崎町・多古町・印西市・成田市・四街道市・鎌ヶ谷市

4 今後のスケジュール

- 令和5年 10月 条例制定に関するパブリックコメント
- 令和6年 2月 第1回定例会において条例案を提出
- 4月 条例施行

